

令和7年2月25日  
烏山総合支所  
地域振興課

## 世田谷区立区民斎場の指定管理者候補者の選定について

### 1 主旨

世田谷区立区民斎場の指定期間が令和8年3月で終了することから、令和6年3月までの指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立区民斎場条例（以下「条例」という。）に基づき、令和8年4月からの指定管理者の候補者の選定方法について審議し、選定を行っていく。

### 2 指定管理者制度を適用する施設

- (1) 施設名 世田谷区立区民斎場（みどり会館）
- (2) 所在地 世田谷区北烏山五丁目1番5号

### 3 指定期間

5年間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

### 4 選定体制

#### (1) 選定委員会の設置

世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会設置要綱に基づく選定委員会にて選定する。

#### (2) 選定委員会の所掌及び構成

現在の指定管理に係る評価、指定管理者候補者選定方法等を審議し、指定管理者の候補者を選定する。選定に係る経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

構成は、学識経験者を含む外部委員5名と、区職員2名とする（別紙参照）。

### 5 現在の指定管理の状況等

#### (1) 指定期間と指定管理者

5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

J A東京中央セレモニーセンター

#### (2) 選定委員会による評価

令和6年10月24日開催の選定委員会において、現指定管理者の評価を実施した。選定委員会では、新型コロナウイルス感染症感染拡大や人件費高騰等による影響を受けながらも、概ね適正に運営されていると評価された。また、自主事

業を実施することにより収支が改善するのではないか等の指摘があった。

評価分類	評価結果説明
<b>【個別評価】</b>	
1. 施設の維持管理	設備・機器等に不具合がないよう点検や修繕等を行い、適切に維持管理を行っている。
2. 施設の運営	施設の設置目的・役割を理解した施設運営が行われている。また、関係法令等に則った勤務体制になっているほか、会社全体として高齢者の雇用に積極的に取り組んでいる。
3. 事故や緊急時等への対応	コンプライアンスマニュアルや館内巡回により事故の防止策を講じている。また、避難訓練等を通じて従事者の緊急時対応の理解を深めるよう取り組んでいる。
4. サービス向上の取り組み	利用者にわかりやすい施設の案内を行うために、接遇等の研修を実施している。また、アンケートや利用者の声を受け、改善し、利用しやすい施設運営につなげるなど、サービスの向上に取り組んでいる。
5. 収支状況	新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響や人件費の高騰、また、一日葬や直葬が増えているなど区民の葬儀に対する意識が変化していることや、民間葬儀場が増えてきているなどの状況があり厳しい経営が続いているが、施設のPRの強化に努めるなど、収支の改善を図っている。今後、自主事業を実施することにより、収支が改善するのではないか。
6. 改善の取り組み	区の点検や評価による指導について、適切に改善が行われている。
<b>【総合評価】</b>	
<p>新型コロナウイルス感染症感染拡大や人件費高騰等により収支に影響は出ているが、施設利用率は新型コロナウイルス感染症感染拡大前と同水準まで回復してきており、概ね適正に運営されていると評価できる。</p> <p>次期指定管理者候補者の選定については、民間事業者の創意工夫による施設運営など経営努力によるサービスの向上が見込まれることから、引き続き指定管理者制度を適用し、指定期間を5年間として公募により選定するのが望ましい。</p>	

## 6 指定管理者制度導入の理由

令和6年10月24日開催の選定委員会において、現指定管理者の評価により、現指定期間満了後についても、指定管理者制度による運営が適当であると審議された。

審議結果を踏まえ、区民斎場は、葬儀という専門的な知識等を必要とする施設で

あり、事業者のノウハウを活かした運営や経営手法の活用により、利用者ニーズへのより迅速な対応など、利用者サービスの向上が期待できる。

また、利用料金制を継続することにより事業者の経営努力が促されるとともに、適切な利用料金が設定され利用者負担の軽減を図ることができるため、引き続き指定管理者制度を継続する。

今回の指定管理者候補の選定においては、葬儀に支障のない範囲で、区民利用及び葬儀以外の目的の自主事業の展開についても提案を求めていく。こうした事業の展開が可能となることで、事業者の収支の改善を図るとともに、区民斎場の運営の質の向上に資することが期待できる。

## 7 選定方法等

### (1) 選定方法

令和6年10月24日開催の選定委員会において、現指定管理者の評価により、現指定期間満了後の選定方法は公募とすることが適当であると審議された。審議結果を踏まえ、条例第15条第1項の規定により、指定管理者の候補者を公募により選定する。

なお、選定にあたっては、公募開始時期を前倒しして公募期間を確保するとともに、周知方法や提案書類の受付方法等を工夫し、より多くの応募につながるよう取り組む。

### (2) 選定基準

条例第15条第3項に定める選定基準に基づき選定を行う。

- ①使用者の平等使用を確保した運営ができること。
- ②施設の使用に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。
- ③斎場の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。
- ④斎場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

## 8 今後のスケジュール（予定）

令和7年3月	公募開始
6月～	選定期間
9月	区民生活常任委員会報告（選定結果） 区議会第三回定例会
令和8年4月	次期指定管理者による管理開始

別紙

## 令和6年度世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会委員名簿

(五十音順)

外部委員	委員	岩波 桂三	砧地域町会・自治会連合会会長 (任期:令和6年11月15日～令和8年3月31日)
	委員	垣内 恵美子	政策研究大学院大学名誉教授
	委員長	境 新一	成城大学経済学部教授
	委員	塩田 尚人	健康文化研究所代表
	委員	千葉 栄樹	東京税理士会玉川支部
	委員	三羽 和彦	玉川地域町会連合会会長 (任期:令和6年4月1日～令和6年10月22日)
区委員	委員	岩元 浩一	地域行政部長
	委員	畝目 晴彦	砧総合支所長